

留守家庭児童会室入室基準変更点資料

	要件	令和6年度	令和5年度
1	就労	下記の※(1)を満たしており、1か月実働64時間以上の就労をしていること(居宅内外、自営、外勤いずれの場合も含む)。月2万円以上の収入がある内職をしていること。 ※(1)「勤務終了時刻+通勤時間」が、 午後2時00分 以降になること ※(2)シフト制等の変則勤務、保護者等が居宅内自営業に従事している場合等も適用となる場合あり ※(3)内職は就労証明書の提出時に1か月以上の収入実績が必要 ※(4)配偶者等が営む事業に雇用契約を締結し、就労している場合も就労とする。	下記の※(1)を満たしている勤務形態が 月間15日以上、かつ3か月以上 の勤務が見込まれる就労を常態としていること ※(1)「勤務終了時刻+通勤時間」が、 午後2時30分 を超えること。 ※(2)看護師・運転手等の変則勤務、保護者等が居宅内自営業に従事している場合等も適用となる場合あり
2	保護者の疾病・障害等	保護者が疾病、負傷、または障害を有していること。(診断書の記載等により家庭での保育が困難と認められる期間)	長期間(3か月以上)病気若しくは負傷、又は心身に障害を有していること。
3	妊娠・出産	妊娠に伴う心身の不調当により家庭での保育が困難であること。または、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週)の前日が属する月の初日から、出産後8週間が経過する日の翌日が属する月の末日	産前産後の休暇中にあること(育児休業中は利用できない)。 育児休業明けの入室について 育児休業明けの場合、復職予定日の属する月の1日を入室日として申込み可
4	育児休業	既に児童会室を利用している児童で育児休業取得時に引き続き保育が必要であると認められること。 ※令和6年度小学校に入学する児童は、育児休業取得時に保育が必要であると認められれば申込可	
5	就学	1か月あたり64時間以上就学していること。保護者の卒業・修了まで	保護者が専門学校や職業訓練学校等の就労を前提とした学校に就学(3か月以上の就学が見込まれる)。※就学先や就学期間等により適用できない場合があります。
6	介護等	家族の介護(被介護者の診断書等が必要)等	家族の介護(被介護者の診断書等が必要)等
7	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。 入室日から最大90日が経過する日が属する月の末日	
8	その他	上記に類する状態にあると認められる場合	